

# 令和7年度

## 丸亀市市民活動 ステップアップ補助事業 募集要項



### 目 次



1. ステップアップ補助事業とは	1
2. 市民活動の定義	1
3. 補助対象団体	1
4. 補助対象活動	1
5. 補助対象経費	2 ~ 3
6. 補助金の額	3
7. 事業期間	4
8. 応募方法	4
9. 審査・選考方法	4
10. 交付決定および通知	4
11. 実績報告	5
12. 補助金の交付	5
13. 報告及び指示	5
14. 補助の取り消し	5
15. その他	5
16. ステップアップ補助金申請の流れ	6
17. ステップアップ補助対象事業チェック表	7
18. ステップアップ補助事業実績一覧（令和4～6年度）	8 ~ 9



## 1. ステップアップ補助事業とは

市民活動ステップアップ補助事業とは、新たな市民活動や、その活動の幅を広げる事業などに要する経費の一部を補助することにより、市民の自主的・自発的な活動を支援し、市民の公益の増進に資する多彩な活動の展開、活性化をはかることを目的としたものです。

本補助事業の対象である、「活動の幅を広げた事業」とは、これまでに実施した事業に新たな視点を取り入れて実施する事業のことです。

例えば…

○自身の団体が行っている活動分野と、別の活動分野を組み合わせる。

例) 子どもの健全育成 × 防災 高齢者支援 × アート 手話 × フラダンス

○より多くの人々が活動に参加できるような工夫を加える。

例) 動画を作成するなどの情報発信 オンラインを活用

## 2. 市民活動の定義



この要項における「市民活動」とは、市民、市民活動団体、事業者が、自らの責任に基づいて、様々な分野の課題に対し、自主的・自発的に継続して取り組む営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいいます。

ただし、次のものは除きます。

ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動。

イ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動。

## 3. 補助対象団体

市民活動を継続して行うことを主たる目的として自発的に組織された次の各号のいずれにも該当する団体を対象とします。

- ① 市民活動団体であること。（企業・学校等が行う市民活動を除く）
- ② マルタスにて市民活動登録をしていること。（毎年更新が必要）
- ③ 香川県内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内であること。
- ④ 規約その他これに類するものを持ち、継続的な市民活動を行い、又はこれから行う予定の団体
- ⑤ 3名以上で構成される団体
- ⑥ 過去10年以内に3回以上ステップアップ補助金を活用したことがない団体
- ⑦ 地方公共団体等からの運営補助金等を受けていない団体

## 4. 補助対象活動

1. 補助対象活動は、上記3の補助対象団体が行う市民活動とします。
2. ただし、前項の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。

- ① 交付申請年度以前から継続して実施している事業
- ② 対象活動が、委託業務として実施されている事業
- ③ 丸亀市外で行われる事業
- ④ 今までに実施した事業
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの



## 5. 補助対象経費

1. 補助対象経費は、交付対象活動を実施するため直接必要な経費とします。収支予算書を記入する際は、下記の「支出項目記入例」や「報償費積載基準表」を参考に記入してください。



### 支出項目記入例

項目	内容
報償費	外部講師などへの謝礼金
消耗品費	事業に必要な文具や用紙、プリンタインクなど
印刷製本費	ポスターやチラシなどの印刷費
通信運搬費	事業に関わる電話代・郵送・宅配便などの運搬用経費
保険料	ボランティア保険・事業に伴う保険料など
委託料	デザイン料・警備料など事業の一部を委託する経費
使用料及び賃借料	会場使用料・駐車場使用料など

### 報償費積載基準表

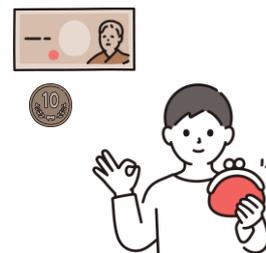
1回あたり4時間（半日）

講師種類	謝金基準単価
一般有識者	7,000円
教職員（高校等）	5,000円
国・県職員等	5,000円
大学教授・医師等	20,000円
大学准教授	15,000円
大学講師	10,000円
講演等の助手	3,000円
その他	1,000～50,000円程度



2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象外とします。

- ① 団体の事務所等を維持するための経費
- ② 団体の経常的な活動に要する経費
- ③ 団体の構成員による会合の飲食費
- ④ 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- ⑤ 備品の購入及び施設等の工事に要する経費
- ⑥ 領収書等により、その支払いが確認できない経費
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの



3. 注意点

①申請書を提出する時

- ・補助金、協賛金及び参加者負担金、他団体等からの収入がある場合は、総事業費からそれらの収入を差し引いた額を補助の対象経費とします。

例) 総事業費 50,000円 - 参加費 15,000円 = 補助対象経費 35,000円

- ・当補助金以外の助成を受けるもの（予定も含む）については、あらかじめご相談ください。

- ・食糧費を計上する場合は、あらかじめご相談ください。

- ・過剰な謝金や講師料はお控えください。（報償費積載基準表を参照して下さい）

②実績報告書を提出する時

- ・加工したレシート（下部を切り取るなど）等は対象外とします。

- ・ポイント還元を受けるものは、ポイント分を差し引いた金額が対象経費となります。（事業費の支払いに、個人のカードやポイントカードを使用しないでください。）

③その他

- ・備品とは、使用により品質、形状を変化することなく比較的長期間（おおむね2年以上継続して使用でき、取得価格又は評価価格が1万円以上であるものです）。

## 6. 補助金の額

1. 補助金の額は補助対象経費の次の額とし、①+②の合計金額10万円を上限とします（予算の範囲内）。

① 50,000円以内は全額補助

② 50,001円以上は1/2補助 ※一円未満は切り捨て

2. 補助金額の算出方法

① 総事業費が45,000円の場合（※参加費等収入なし）

→ 50,000円以下なので、補助金額は45,000円

② 総事業費が85,000円の場合（※参加費等収入なし）

【計算式】

85,000円（総事業費） - 50,000円（全額補助分） = 35,000円（50,000円超過分）

35,000円（50,000円超過分） × 1/2 = 17,500円（1/2補助分）

50,000（全額補助分） + 17,500（1/2補助分） = 67,500円

→補助金額は、67,500円

③ 総事業費が80,000円で、参加費が15,000円の場合

【計算式】

80,000円（総事業費） - 15,000円（参加費） = 65,000円（補助対象経費）

65,000円（補助対象経費） - 50,000円（全額補助分） = 15,000円（50,000円超過分）

15,000円（50,000円超過分） × 1/2 = 7,500円（1/2補助分）

50,000円（全額補助分） + 7,500（1/2補助分） = 57,500円

→補助金額は、57,500円



## 7. 事業期間

補助金交付決定日から令和8年3月13日(金)までのうち、必要な期間とします。

※申請書の事業実施期間は、補助金等交付決定通知書の発行日以降の日付からとなります。

## 8. 応募方法

### 1. 提出期間

応募は、随時受付け選考いたします。なお、補助額が予算額に達した場合には、受付けを終了します。

### 2. 提出先

丸亀市協働推進部地域づくり課（市庁舎3階）

### 3. 提出書類

- ① 丸亀市市民活動ステップアップ補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体の概要書（様式第4号）
- ⑤ 団体の定款、規約、会則等
- ⑥ 会員名簿（全員の氏名が記載されているのもの）
- ⑦ その他参考となる書類



※提出書類の様式は、市のホームページでご覧いただけます。

## 9. 審査・選考方法

次の審査基準に基づいて、地域づくり課において審査を行います。

審査基準		配点
1	課題やニーズに沿い、必要性や重要性が高い公益活動であるか。	5
2	事業内容に現実性があり、効果が期待できるか。	5
3	予算の積算が適正であり、補助金が有効に活用されているか。	5
4	団体の今後の活動の活性化を期待できる事業か。	5
合計		20

## 10. 交付決定及び通知

1. 交付申請書の内容等について審査基準に基づき審査を行い、得点が6割を超えたものについて、予算の範囲内で採択し、交付の決定をいたします。
2. 補助金の交付を決定したときは、丸亀市市民活動ステップアップ補助金交付決定通知書により交付申請者に通知いたします。



## 11. 実績報告

補助金交付に係る事業が完了したときは、速やかに実績報告書に必要な書類を付して提出してください。

### 提出書類

- ①実績報告書（様式第5号）
- ②事業報告書（様式第6号）
- ③収支決算書（様式第7号）
- ④領収書またはレシート（コピー）
- ⑤活動写真およびその他参考になる資料

※写真やチラシ等をホームページ等に掲載することがあります。



## 12. 補助金の交付

補助金は、実績報告書に基づき補助金額を確定した後、交付いたします。ただし、特に必要と認めた場合においては、補助金の全部もしくは一部を概算により交付することもできます。その場合は、補助事業の完了後、速やかに精算をしていただきます。

## 13. 報告及び指示

市は、事業に関し報告を求めたり、事業に関する書類を検査したり、その他必要な指示をすることがあります。

## 14. 補助の取り消し

市は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の取り消しや、変更をすることがあります。この場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- ① 補助金の交付の条件に違反したとき。
- ② 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。



## 15. その他

- ① 申請にあたっては、事前に下記お問い合わせ先までご相談ください。
- ② 交付申請に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返還しません。
- ③ 申請書の書き方や内容など、ご不明な点は下記までお問い合わせください。



（お問い合わせ先）

丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市協働推進部地域づくり課 協働担当

TEL：0877-24-8853

FAX：0877-24-8863

## ステップアップ補助金申請の流れ（補助対象の場合）

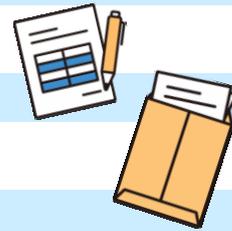
### ① ステップアップ補助金の申請をする前に

- ・申請書は、事業の準備を始める前に、十分に余裕をもって提出してください。決定まで1～2週間かかります。
- ・申請書に記入する事業実施期間は、事業の準備から精算を含んだ期間です。申請書や収支予算書は、記入例をよく確認して記入してください。
- ・補助対象事業チェック表（要項8ページ）でご確認をお願いします。

### ② 申請書を地域づくり課へ提出

1～2週間程度の時間がかかります

### ③ 地域づくり課から交付決定通知書を郵送



### ④ 準備・事業実施



### ⑤ 事業完了後、速やかに実績報告書を地域づくり課へ提出

- ・経費にかかる領収書は、申請書に記載している実施期間中のものが対象です。
- ・領収書は必ず内訳が分かるようにしてください。レシートでも構いません。
- ・領収書の宛名は、団体名で依頼してください。
- ・ポイント還元を受けるものは、ポイントを差し引いた額が対象経費となります。
- ・事業費の支払いに個人のカードやポイントカードを利用しないでください。

### ⑥ 地域づくり課から交付確定通知書を郵送



### ⑦ 地域づくり課へ補助金等交付請求書を提出

### ⑧ 市から債権者登録の口座へ補助金を交付



# ステップアップ 補助対象事業チェック表

該当する項目に  
チェック!

Ⅰ 団体要件	1	丸亀市市民活動登録をしている団体である 登録No.	
	2	香川県内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内である	
	3	規約その他これに類するものを持ち、 <b>継続的な市民活動を行い、又はこれから行う予定の団体である</b>	
	4	<b>3名以上</b> で構成される団体である。	
	5	過去10年以内に3回以上ステップアップ補助金を活用したことがない団体である	
	6	地方公共団体等から運営資金等の補助金を受けていない	
Ⅱ 事業の要件	7	営利を目的としない活動で、公益の増進に寄与する活動である	
	8	宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではない	
	9	特定の公職者又は政党を推薦・支持・反対することを目的としてない	
	10	前年度から継続している事業ではない	
	11	委託事業として実施されていない事業である	
	12	事業の効果は、主に丸亀市で生じる	
	13	下記のいずれかに当てはまる事業である。 ①団体として、今までに実施したことのない新たな事業である。 ②新しい手法を取り入れ、これまでの活動の幅を広げた事業である。 具体的に（ )	
Ⅲ 対象経費	14	【参考】対象となる経費には、以下の経費は含まれません。 ① 団体の事務所等を維持するための経費 ② 団体の経常的な活動に要する経費 ③ 団体の構成員による会合の飲食費 ④ 団体の構成員に対する人件費、謝礼等 ⑤ 領収書等により、その支払いが確認できない経費 ⑥ 備品（2年以上使用でき、取得価格が1万円以上であるもの）の購入及び施設等の工事に要する経費	
その他	15	市の債権者登録をしている（申請団体の登録が必要です） 未登録の場合は、市のHPから様式をダウンロードして提出してください。（メール可） 【ホーム】 - 【申請書ダウンロード】 - 【その他】にあります。	

※市民活動団体が実施する事業で、1～13の項目すべてにチェックがついた場合は、この事業の対象となる可能性があります。

ステップアップ補助事業実績一覧（令和4～6年度）

年度	事業名	概要
4	フットサルで 国際交流 in MARUGAME	さまざまな国にルーツを持つ参加者と市民が、フットサルという世界共通のスポーツルールで試合を楽しむことにより、少しでも互いを理解し、多文化共生につながる機会を作る。また、大会終了後には、試合や交流の写真、感想等をHP等に掲載し、多くの市民の目に触れるよう情報発信を行う。
4	丸亀まちあかり	丸亀うちわの材料である竹や和紙を使用した灯籠等で、丸亀城、商店街、港町までを光の道でつなぎ、あかりを通してまちと人をつなぐ。9箇所の会場では、それぞれに思考を凝らした灯籠で灯りを表現し、いつもと違った雰囲気を楽しみ、改めて丸亀の良さを感じてもらう。また、当日は灯籠を作るワークショップも開催する。
4	フードトラック ストリート in丸亀	令和5年1月8日午後6時～9時、丸亀市通町商店街の賑わい創出を目的に商店街内のメイン通りにおいてキッチンカーを出店し、観光客（宿泊者）を中心にグルメを楽しんでもらう。出店は11店舗。近隣のビジネスホテル等にチラシを置いてもらい、宿泊者へ案内するとともに折込チラシ等でも広く周知し来街者を増やす。実施後は検証を行った上で、3カ月に1度程度実施し、観光コンテンツとして展開していく。同時にキッチンカー事業者が商店街に実店舗を開業する機会も創出する。
4	三線の日演奏会 YouTube ライブ配信	3月4日の三線の日に合わせて沖縄三線の演奏会を開催する。コロナ禍において、対面による演奏指導や演奏会の機会が多く失われている中、沖縄三線に興味を持つ方からの問い合わせはむしろ増えている。LIVE配信等を活用することで演奏を身近に感じてもらうことが可能であり、三線に親しむ機会を提供し、丸亀にも沖縄三線の演奏活動や演奏指導を行う団体があり、自分も参加できることを知ってもらう。
4	子育てコラム集 ～0～18歳子供の 成長段階別～	臨床心理士、公認心理師、大学教授、医師等15名が執筆する「子育てコラム集」を作成。乳幼児・児童・思春期・青年期の成長発達段階と課題、専門家からのメッセージを掲載。各時期の子どもの成長発達段階等を分かりやすく伝えることで、保護者の学びと心強さに繋がり、子どもの健全育成の一助になる。家族支援、子どもの精神疾患、発達障害、非行、LGBTQ、ヤングケアラーについての内容も含むことで、様々な子育ての不安や悩みに対する情報提供、啓発を行う。市内の保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校の児童生徒を通じて各家庭へ配布する。
5	m.PIME 中高生のための プログラミング 教室	中・高校を対象に、プログラミング言語Pythonを使いながら身近な問題を解決するPBL（問題解決型学習）のプログラミング教室を行う。監修者に大学教員やIT企業のエンジニアを迎え、学校教育では手が回らないICT教育をサポートする。

年度	事業名	概要
6	夢につながるプロジェクト 2024	高校生や大学生などの若い世代を中心とした実行委員を募り、6月から隔月で若者や福祉に関する市民活動を開催。ボランティアや団体での活動を通じて、若い世代が「自分たちもやってみたい」と思ったことを、大人がサポートしながら実現を目指す。若い世代が大人と一緒に、まちづくりや福祉に関わる経験することで、近年希薄になりつつある世代を超えた交流を促すと同時に、将来の進路や就職選択の際に、「福祉」という選択肢を持つきっかけとしてもらう。
6	丸亀まちあかり 2024	昨年度に引き続き、地域の子どもたちが将来帰ってきたいと思える故郷の風景や思い出作りの機会を創出するため、あかりで人をつなぐ「丸亀まちあかり」を開催する。今年度は、昨年度までとは異なり、キャスルロードとの共催事業として、大幅に事業期間を拡大して実施する。また、今年度は広く参加者を募集し、ぼんぼりをもって丸亀城を散策するイベントも開催。事業後には事業を振り返っての公開座談会も実施する。
6	DIY で野球道具やフォトフレームを作ろう！	これまで中津海岸や金倉川河口のボランティア清掃で拾った貝殻や、廃棄予定だった段ボールなどを使って、グローブや野球のボール、フォトフレームなどを作成するワークショップを開催する。また、中津海岸や金倉川河口の現状を知ってもらうため、ごみ拾いの様子を写真で展示する。ワークショップを通して、拾ったごみが遊び道具に生まれ変わることを知ってもらい、ごみ拾いを行う人を増やしていくと同時に、ごみをごみにしない生活を提案する。
6	Let's play Boccia！"ボッチャをやってみよう！"	パラリンピックの競技でもある「ボッチャ」を年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるようにルール等を工夫しながら行う。また、外国の方を講師として招き、簡単な英語に触れながらプレーすることで国際交流を深めると同時に、異文化交流を楽しんでもらう。
6	やってみよう！感じてみよう♪即興芝居 SPECIAL 渡猛の即興芝居 WS&LIVE 「自分を遊ばせる時間」	即興芝居の第一人者である「ロクディム」の渡猛さんをお招きし、マルタスにてワークショップとライブを開催する。即興芝居は、他者を尊重することや、受け取り、伝えることなど日々のコミュニケーションに必要な要素が多く詰まっており、現代の多様な社会の中での生きづらさを軽減することができる。最前線で活躍するプロを講師としてお招きすることで、本格的な即興芝居を体験することができ、参加者がより自由に、安心して自分を表現することができる。
6	ママが自分の心を感じるお話し会～語り直しでスッキリ～(託児付き)	0歳～5歳までの未就園児を持つお母さんを対象に、リテル(語り直し)という手法を用いたお話し会を行う。リテル(語り直し)とは、自身の経験を話し、それを他者が他者の言葉で語り直すことで、自身の経験を話すこと、客観視することができるという手法。孤独な育児の中で、安心して自身の気持ちを話し合える場所や、同じ境遇の人とつながることのできる場所を託児サービス付きのワークショップとして開催する。
6	「目で聴き一緒にお話ししましょう！」たのしい手話(手話&フラ)2024 冬・2025 春	幼児から高齢者すべての人を対象とした手話とフラダンスのコラボイベントを開催。手話クイズや季節にまつわる手話、手話歌、手話を交えたフラダンスなど誰でも参加しやすい内容を、聴覚障がい者、手話通訳者が楽しく教えるというプログラム。ただ手話を教えるだけでなく、手話表現を使って踊るフラダンスとコラボすることで、「手話は難しい」というイメージを払拭し、親しみやすいコミュニケーションツールであると認識してもらうことができる。